

議案説明書

第1号議案 「地域公共交通維持・確保に向けた調査検討事業」について

第2号議案 令和6年度予算（案）について

【内容】

今後の地域公共交通の維持・確保を図るため、「地域公共交通維持・確保に向けた調査検討事業」として、特に天理桜井線に着目し、今後の本市における地域公共交通の維持を目的としたネットワークのあり方・改善の方向性について検討をすることとする。

そのため、令和6年度の事業として、公共交通基本計画推進支援事業補助金（奈良県補助金）を活用し、本事業を実施することとしたい。

※本事業の実施等につきましては、事務局に一任くださいますようお願いいたします。

【資料】

資料1 地域公共交通維持・確保に向けた調査検討事業について

資料2 地域公共交通維持・確保に向けた調査検討事業委託業務仕様書（案）

資料3 令和6年度桜井市地域公共交通活性化再生協議会予算（案）

地域公共交通維持・確保に向けた調査検討事業について

〈背景〉

本市の公共交通についても全国と同様に利用者の減少や運行経費の増加など厳しい状況にある。とりわけ、天理桜井線は、地域公共交通確保維持改善事業において唯一幹線に位置付けられる路線であるが、国・県補助対象系統等の診断において、平成 26 年度から収支率の指標を満たしておらず、補助の見直しが行われる可能性が生じているところである。

こうしたことを考え、地域公共交通ネットワークを維持・確保するために、市域の北部地域から市の中心市街地への移動に関し、特に影響の大きい天理桜井線の運行状況の把握などを図ったうえで、市域全体の公共交通ネットワークのこれからの維持・確保について検討・改善していくことが求められている。

〈事業目的〉

本市の地域公共交通ネットワークを今後も維持・確保していくために、令和 7 年度以降の地域公共交通を維持するためのネットワークの見直し・改善に向け、国補助において幹線と位置付けられる天理桜井線の利用状況、沿線地域住民の交通に対するニーズを把握することで、今後の本市における地域公共交通の維持を目的としたネットワークのあり方・改善の方向性について検討することとする。

〈事業内容〉

- ① 市内唯一の幹線である天理桜井線沿線住民の交通状況・需要等の把握
- ② 天理桜井線の利用者の属性・乗降場所・ニーズなどに関する調査（OD 調査）
- ③ 地域公共交通ネットワークのあり方・改善の方向性の検討

〈事業スケジュール等〉

	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
①	過去の調査等も活用した天理桜井線の交通状況・需要等の整理・分析					
②	OD 調査の準備・実施		OD 調査とりまとめ・分析			
③				本市の地域公共交通ネットワークのあり方・改善の方向性を検討		
協議会 開催		●				●

⇒ 本事業等を踏まえ、令和 7 年度以降に実証実験などを行い、地域に合わせた公共交通ネットワークの維持・確保に取り組む。

地域公共交通維持・確保に向けた調査検討事業委託業務仕様書（案）

本仕様書は、地域公共交通維持・確保に向けた調査検討事業委託業務の業務内容について、必要な事項を定めるものである。

1. 委託業務名 地域公共交通維持・確保に向けた調査検討事業委託業務

2. 目的

令和 7 年度以降の地域公共交通を維持するためのネットワークの見直し・改善に向け、国補助において幹線に位置付けられる天理桜井線の利用状況、沿線地域住民の交通に対するニーズを把握し、今後の本市における地域公共交通の維持を目的としたネットワークのあり方・改善の方向性について検討するための資料の整備を行う。

3. 委託期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4. 事業主体 桜井市地域公共交通活性化再生協議会

5. 業務委託内容

受託者は、以下の項目について業務を行う。詳細については別途打ち合わせの上、決定するものとする

（1）調査準備

本業務目的を十分に把握したうえで、業務の実施方針、内容、スケジュール及び実施体制を整えるものとする。

（2）桜井市の現況調査

桜井市の地勢、土地利用、人口、産業等の基礎データ、商業施設、医療機関及び教育施設等の移動目的地の分布と日常生活圏の形成状況を整理し、分析を行う。

（3）天理桜井線沿線の現況調査

①天理桜井線沿線の現況把握

天理桜井線沿線の人口や主要施設の立地状況、また、天理桜井線の運行状況・利用状況について、過年度に実施した住民アンケート調査・利用者アンケート調査等の結果も活用し、天理桜井線沿線に特化した分析を行う。

※必要に応じ、住民に対する意見聴取に関する支援を行う。

②天理桜井線 OD 調査

乗り込み型の OD 調査を実施し、天理桜井線利用者の詳細な行先や利用目的等の天理桜井線の状況について把握する。

(4) 地域公共交通に関する需要・課題の整理

(2)・(3)の結果を踏まえ、天理桜井線沿線地域の移動に関する需要や課題、また、天理桜井線の利用者が抱える需要や問題について整理を行う。

(5) 地域公共交通の方向性の検討に向けた資料作成

(4)の結果に基づき、今後の地域公共交通ネットワークのあり方・方向性について検討すべく、代替交通なども含めた形で分析し、まとめた資料の作成を行う。なお、分析にあたっては、コロナ禍前後での移動需要等の変化に注意しながら進める。

6. 委託料の支払い

業務完了後、速やかに支払う

7. 成果品

- ①業務報告書 1部
- ②OD 調査回答済み調査票 一式
- ③上記電子データ 一式

8. 成果品等の取扱い

本業務における成果品及び本業務のために作成した資料は全て発注者に帰属するものであり、許可なく複写、複製または第三者に提供してはならない。

9. 秘密の保持

受託者は、本業務により知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、桜井市個人情報保護条例（平成13年桜井市条例第17号）を遵守し、業務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはいけない。業務終了後においても同様とする。

令和 6 年度桜井市地域公共交通活性化再生協議会予算（案）

（ 歳 入 ）

款	項	目	金額	備考
2 補助金	1 補助金	1 補助金	2,992,000	○令和 6 年度公共交通基本計画推進支援事業補助金
合計			2,992,000	

（ 歳 出 ）

款	項	目	金額	備考
2 事業費	1 事業費	1 事業費	2,992,000	地域公共交通維持・確保に向けた調査検討事業
合計			2,992,000	